

ベトナム社会主義共和国のオンブズマン制度について

1. オンブズマン機構

ベトナム国家監察省 (GIV: Government Inspectorate of Vietnam)

国家主席により任命される国家監察省のトップ (国家監察総監) がベトナムのオンブズマンとして位置付けられている。国家監察総監は、政府の長である首相の推薦に基づいて国家主席が任命し、国会が承認する閣僚である。

2005年にアジアオンブズマン協会(AOA)に加盟。(国際オンブズマン協会(IOI)には未加盟。)

2. 設置の経緯

1945年、特別監察委員会 (Special Inspectorate Committee) が設置され、ベトナムの国家監察システムが発足した。ベトナム国家監察省は、同委員会の後継組織であり、政府の監察や国民からの苦情の処理に取り組んでいる。

3. 任務及び権限

ベトナム国家監察省は、政府組織の監察、行政に関する苦情・告発の処理及び汚職防止を任務としており、以下の3つの権限を有する。(根拠法令として、監察法、苦情法、告発法、不正防止法等がある。)

①監察権：政府機関及び地方機関の法律や政策の遵守に関する監察を行う。

②勧告権：政府機関及び地方機関に対し特定の業務や事案に関する監察を求める勧告を行う。

また、政府や地方の長が定めた規定等が、監察法や国家監察省の規定に反する場合、その規定の留保や取消しを求める。

③苦情・告発処理にかかる権限：市民から苦情や告発を受け付けるとともに、政府により解決できなかった苦情について事実関係を調査しその解決策を提案する。また、政府機関やその職員が法を犯していないか、国益や市民及び各府省の権利利益を害していないか検討するよう勧告を行う。

4. 組織体制

閣僚である国家監察総監の下に、常任副監察総監1名、副監察総監7名が配置されている。国家監察総監の下に、特定経済、一般経済、内務・文化の分野に対する監察と苦情・告発処理を行う3監察部、南部、北部、中央部の監察と苦情・告発処理を行う3地域局に加え、汚職対策局、総務部局、専門部局がある。